

千葉県通信制高校について

令和3年12月24日
千葉県総務部学事課

1 千葉県私立学校について

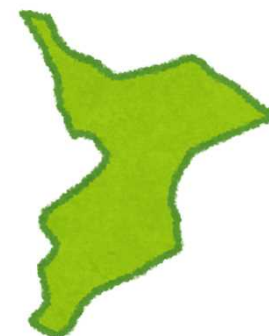
○人口	全体	631.9万人
	16～18歳	16.9万人
○所管する私立高校	全日制	全54校
	通信制（狭域）	全2校
	通信制（広域）	全6校
	生徒数（県内外）	約5.5万人

※通信制（広域）は、さらに2校を計画承認

○その他の私立学校

小学校10校、中学校24校、中等教育1校、専各89校

計183校を所管（全日制と通信制を両方設置している学校有り）



2 日常的な業務内容について

私学担当 計7名

○各地区担当（小中高専各：183校） 7名

- ・県内を7地区に分けて地区内の学校（小中高専各）を担当
- ・指導・監督、申請・届出、保護者等からの問い合わせ、新規の学校設置 等

○このほか、就学支援金、入学金・授業料減免、經常費・各種補助金、
実態調査、学校検査、コロナ対応、照会関係 等の業務を分担

※通信制高校全般の担当は1名

- ・指導・監督、設置基準改正等 → 上記の業務と兼務

3 千葉県の通信制高校（広域）について

計6校 所管 ※さらに2校を計画承認

○通信制高校に対する認識

不登校等の生徒が増えている中、通信制高校での教育が、生徒のその後のキャリア形成につながる場合は、社会的に意義がある。

○主な規制

面接指導実施施設は、学校法人所有の教育施設であること

➡ 国の規程改正に伴い、現在、県の基準改正を検討中

(etc. 学校設置者による通信教育連携協力施設の現地確認 等)

4 法人・本校の状況把握について

○千葉県の実査について

- ・定例実査を4年に1度実施

(根拠法令：私立学校振興助成法第12条、私立学校法第6条)

○確認項目

- ・法人運営 (寄附行為に基づく運営、理事、監事、評議員など)
- ・学校運営 (各種届出の状況、教育課程表、健康診断、自己評価、定員など)
- ・財務 (経理規程、収入、支出、現金管理、借入金など)

○通信制高校 (狭域・広域) への実査数及び主な指摘内容

R2年度 1校 (役員報酬、健康診断、規程と給与の不一致)

R1年度 2校 (学則不備、転出入の書類不備、健康診断、各規程整備)

※ 形式的な確認が中心 ➡ 教育内容まで確認はできない

5 サテライト施設の状況把握について

○面接指導実施施設、指定技能教育施設、協力校

➡ 現地調査やヒアリング等を実施した上で、学則に記載

面接指導実施施設・・・・・・・・・・ 56校

指定技能教育施設・・・・・・・・・・ 5校

協力校・・・・・・・・・・・・・・・・ 1校

○サポート校

➡ 例年実施する調査において、設置数のみ把握

サポート校・・・・・・・・・・・・・・・・ 約65校

※ 本県にある**他都道府県 認可校のサテライト施設**

➡ **把握していない**

6 通信制高校（広域）の課題について

① 都道府県が認可・所轄庁であることについて

○本県以外の生徒の在籍が多くを占めているのが実情

➡ 県が認可・所轄する意義

○一方、他都道府県認可校のサテライト施設の教育環境が把握できない

➡ 本県在住生徒の教育環境が把握できない

また、生徒減少期において、

➡ 公私立高校の適正な定員配置に影響を及ぼす

6 通信制高校（広域）の課題について

② 県による指導・監督（教育の質の確保）について

○全日制と比べ、学校規模・生徒数が格段に大きく、また、サテライト施設、生徒在住地が全国・海外まで広範に及ぶ

➡ 県単位による体制の限界

○県担当職員は一般行政職が大半で、内部異動もある

➡ 専門的スキルの限界

○学校の教育活動が全国に及ぶ制度、一方、都道府県による指導・監督に差

➡ 教育の質に格差



**国において、全国一律で教育の質を確保するための
基準・調査・組織を設けるべき**

※県私学審議会委員からの意見